

JET Report

ジェットレポート

vol.42
2009 Spring



躑
躅

財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

FOUR SEASONS / 季語

ツツジ
躑躅



紫の映山紅(ツツジ)となりぬ夕月夜
(鏡花)

春の花といえば桜だが、ツツジもまた、それに劣らずポピュラーである。

すでに万葉のころから詠まれ、園芸種も多い。ツツジの種類のは日本が世界1だそう。

野山はもとより、街中でも公園や庭先、街路など、いたるところで目にし、しかも花期も長い。あまりにも当たり前過ぎて、気にも止めぬほどである。

非常に強健なので、道路沿いや分離帯などにもよく植えられている。質実剛健なのである。実はこの質実剛健こそ、金融バブル崩壊後の世界経済に求められていることではないだろうか。つまり、桜散って、ツツジ咲く、というワケである。

ところで子どもの頃、漏斗状の花の根から蜜を吸った記憶があるのだが、今の子どもたちはどうだろう。公園のツツジに目もくれず走り回っている。

それにしても、こんなに身近な花なのに、なんで漢字にすると躑躅(てきちよく・ツツジ)と難しいのだ。映山紅(ツツジ)なら、洒落ている。

季語	ツツジ 躑躅	2
JET SCOPE	住宅用太陽光発電に国からの補助が復活 ～「JETの認証」が技術要件に～	3
お客様発信コーナー	セーブアース作戦・太陽光発電 (千葉県佐倉市在住 石田 寛 寄稿)	6
解説コーナー	LEDを使用した照明器具について	9
お客様発信コーナー	『省エネ』『安全・安心』『あかりの質向上』に 向けた取り組み (社団法人 日本照明器具工業会 寄稿)	10
JET INFORMATION	改正薬事法に基づく 「指定管理医療機器認証」の現状	12
JET INFORMATION	BSMI認証取得代行サービスの実績のご紹介	13
JET INFORMATION	「CB証明書」発行業務における メーカーラボの活用について	14
JET INFORMATION	横浜事業所EMC試験センターからのお知らせ	15
JET INFORMATION	～消費生活用製品安全法 特定保守製品に係る～ 「点検の手引」保管業務について	16
海外滞在エッセイ	～バンコクピリ辛日記(5)〈続〉～ バンコク切手便り	17
海外滞在エッセイ	バンコクピリ辛日記(5)	18
試験現場NOW 〈34〉	東京事業所 絶縁材料グループ	19
JETの試験設備 〈34〉	大型恒温恒湿槽(横浜事業所 電線・水物・依頼グループ)	19

住宅用太陽光発電に国からの補助が復活

～「JETの認証」が技術要件に～

平成20年度補正予算により復活した住宅用太陽光発電に対する国の助成制度や新たに開始された自治体の助成制度において、補助対象となる「太陽電池モジュール」と「パワーコンディショナ」について、JETの認証（又はこれに相当する（準じた）認証）を取得していることが補助条件の一つとなりました。

1 従来の経緯

平成20年（2008）7月の「洞爺湖サミット」を受けて、平成20(2008)年7月29日に「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、太陽光発電の導入量を平成17(2005)年度比で平成32(2020)年度に10倍（1,400万kW）、平成42(2030)年度に40倍（5,300万kW）へと大幅拡大することになりました。

2 平成20(2008)年度補正予算による措置

この導入目標を達成するための予算措置として、平成20(2008)年度補正予算に「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」（予算額90億円）が盛り込まれ、1月中旬から募集が開始されました。これは、平成18(2006)年3月に終了した補助金制度「住宅用太陽光発電導入促進事業」を形を変えて復活させたもので、地球環境保全に貢献したいと考える家庭に購入資金を助成することで、近年落ち込んでいた太陽光発電システムの設置件数を引き上げることをねらったものです。

3 平成21(2009)年度予算による措置

平成21(2009)年度通常予算にも、同様の予算措置（予算額201億円）が盛り込まれ、現在募集中です。

4 地方自治体による補助の上乗せなど

国の補助金に加えて全国300超の地方自治体において、独自の助成が行われています。都道府県レベルでは、例えば東京都が新たに平成21(2009)年度から2年間

にわたり、「東京方式」による独自の補助金制度を開始しています。市町村レベルにおいても例えば、JET本部のある「東京都渋谷区」の場合は、平成21(2009)年度から太陽光発電を新規に設置又は既に設置している世帯を対象に、毎月の売電実績をもとにして、「1kWh当たり30円を補助する制度」を開始しています。これらの制度は、重複して受給することが可能です。この他に、国税や地方税においても控除制度が適用されます。

5 太陽電池補助金制度の概要

1) 国の助成制度「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」

「住宅用太陽光発電システムであって、一定の要件に適合するもの（「対象システム」）を設置するに要する費用のうち「補助対象経費」について国が補助金を交付する制度です。住宅用の太陽光発電システム10kW未満を上限に1kWh当たり7万円が補助されます。詳しくは有限責任中間法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）ホームページ（URL：<http://www.j-pec.or.jp>）をご覧ください。

2) 東京都の助成制度（住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業）

太陽光発電システムを都内の住宅に住宅用太陽エネルギー利用機器を設置する方に対して2年間（平成21・22年度）で総額90億円の予算で補助金が交付されます。このシステムは、その補助金を受取った方が住宅用太陽エネルギー利用機器により発電した電力で自家消費した電力の環境価値を東京都に10年間譲渡し、グリーンエネルギー証書に証券化して、企業などが購

入する仕組みになっています。補助額は1kW当たり10万円で最大100万円までとなっています。一般的なケースの4kWで40万円の補助が受けられ、国からの補助と併用すると合計68万円になります。詳しくは東京都ホームページをご覧ください。

(URL: <http://www.tokyo-co2down.jp>)

国や東京都の補助金制度においては、補助対象となる太陽光発電システムの中で「太陽電池モジュール」と「パワーコンディショナ」（インバーター+系統連系保護装置）については、JETの認証（又はこれに相当する（準じた）認証）を取得していることが補助条件の一つとなっています。

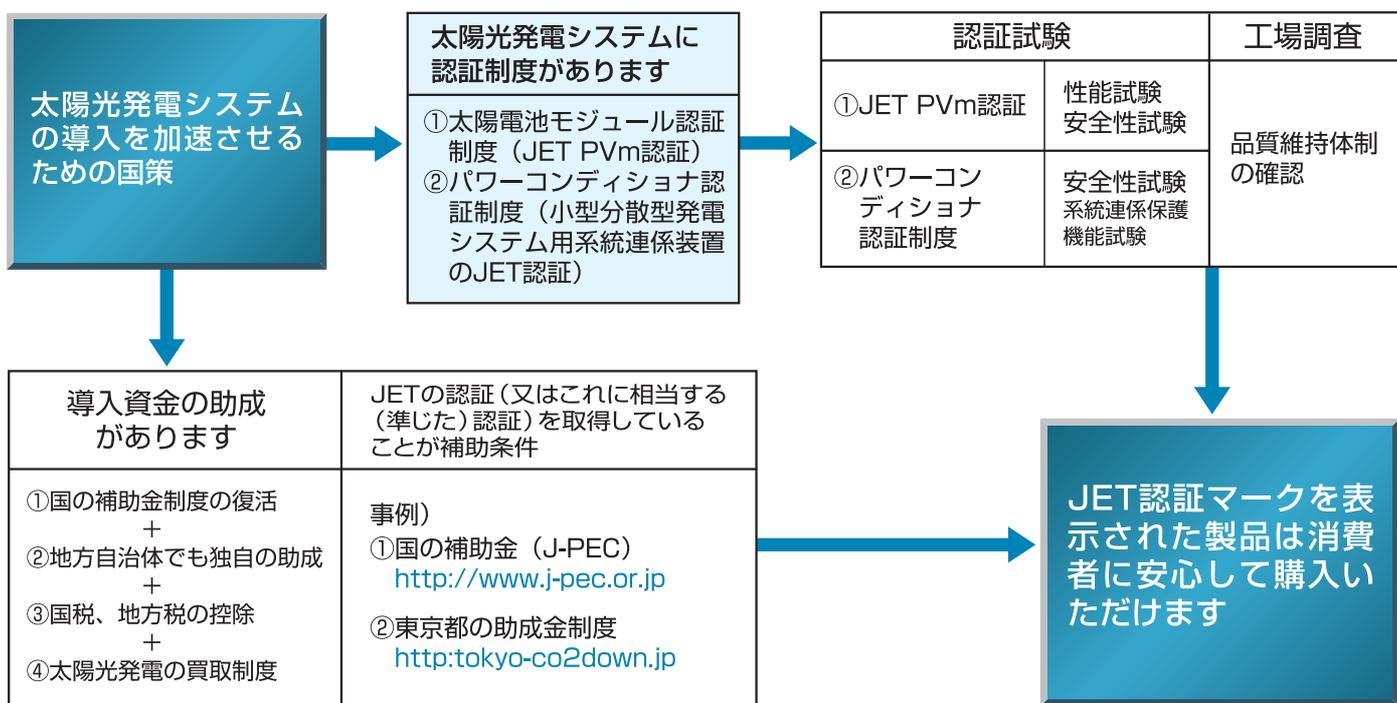
6 太陽光発電による電気の買取り制度の導入

従来、太陽光発電による発生電力は、「自家発余剰電力」として電力会社を買取って貰う制度でした。この場合、電力の単価は「従量電力料金と等価」が基本でした。しかし、現在の太陽光発電による発電単価は、30～50円/kWhと推定され、割高となっていますので、政府は新しい電気の買取制度を立法化することとなり

ました。平成21(2009)年3月10日、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）案が閣議決定され、国会に提出されました。この法案の第5条から第8条において、特定エネルギー供給事業者（電力会社を含む）に対する非化石エネルギー源の利用（太陽光発電による電気の買取りを含む）を義務付ける規定が盛り込まれています。この法律の具体的な運用については、第5条に基づいて経済産業大臣が定めることになっている「判断の基準」に委ねられますが、「太陽光発電による電気の買取り」に係る部分の運用については、二階経済産業大臣の発表（平成21年2月24日閣議後記者会見）によれば、「電力会社が10年程度にわたり買い取る仕組みで、当初買い取り価格は現在の価格（約24円/kWh）の2倍程度の額（約50円/kWh）を基本とした価格」となることが予定されています。

平成22(2010)年度から、この買い取り制度が開始されますと、新たに太陽光発電システムを設置する住宅のみならず、これまでに設置された住宅についても投資額の回収期間が短縮されることとなります。

日本における太陽光発電の普及拡大とJET認証



7 JETの認証について

JETの「太陽電池モジュール認証制度」(JETPVm認証)及び「小型分散型発電システム用系統連系装置等のJET認証制度」(パワーコンディショナ認証)は、メーカーなど認証を取得したい方の申込みに基づきJETが製品試験と工場調査を実施して適合であったものを認証する任意の認証制度です。認証されたモデルはその証として製品ごとにJETの認証マークを表示することで、消費者に安心して購入していただくことができます。平成21(2009)年1月現在、「JETPVm認証」は1036モデル、「パワーコンディショナ認証」は145機種が登録されています。これらの登録モデルはJETのホームページ (<http://www.jet.or.jp/>) に掲載しており、どなたでもご覧いただけるようになっています。

1) 「JETPVm認証」の概要

製品試験は、性能認証試験(各種劣化試験により経年使用に伴う発電能力の低下が一定の範囲に収まることや機械的に壊れにくいこと等を確認)と安全性認証試験(電氣的に安全(感電・電気火災)であり耐火性のあることを確認)で構成されます。また、工場調査により継続的に同じ製品が製造されることを確認します。

2) 「小型分散型発電システム用系統連系装置等のJET認証」(パワーコンディショナ認証)の概要

認証の対象は、「インバータ」+「系統連系保護装置」です。製品試験により、電気製品としての安全性を確認するとともに、電波雑音や高調波電流が基準内に収まること及び電力会社の配電系統に接続するために必要な保護機能を有していること等を確認します。「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成16年10月1日資源エネルギー庁)等に適合していることを確認)また、工場調査により継続的に同じ製品が製造されることを確認します。JET認証済みの製品については、電力会社との間で個別に行う必要のある系統連系のための協議における個別の性能確認などが省略される運用になっています。

● 「太陽電池モジュール認証」(JETPVm認証)でどんな試験を行っているのか

「JETPVm認証」で行っている太陽電池モジュールに関する試験を以下に紹介します。

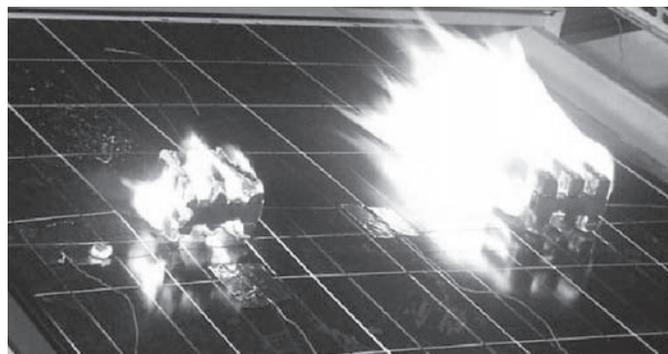
【劣化試験】実際の使用環境を短時間で再現するための加速試験(「温度サイクル試験」、「高温高湿試験」、「結露凍結試験」、「紫外線照射試験」など)を実施します。

また、太陽電池の表面に部分的な影が生じた場合等に発電量に不均一が生じ、部分的に太陽電池の劣化が進行する現象(ホットスポット現象)についても再現して試験します。

【機械的な強度を確認する試験】風圧、積雪、降雪などに十分耐える強度を有していることを確認する試験等を実施します。

また、表面のガラスが衝撃に強いこと及び通常の使用状態では想定できない強い衝撃によって割れた場合でも破片が安全に飛び散ることも確認します。

さらに、【感電防止設計を確認する試験】や【電気火災防止設計を確認する試験】についても実施しています。



飛び火試験の様子

● 「小型分散型発電システム用系統連系装置等のJET認証」(パワーコンディショナ認証)でどんな試験を行っているのか

電気製品としての安全性を確認する試験としては、構造試験、絶縁性能試験、耐周囲環境試験、耐久性試験などを実施します。

系統連系に必要な保護機能(電圧・周波数異常、単独運転防止機能など)の保護レベル・動作時間が規定値内であることを確認します。

その他、定常特性試験、過渡応答特性試験、外部事故試験、環境適合性試験、耐電気環境試験などにより、周囲や配電系統に悪影響を及ぼさないこと及び周囲や配電系統からの影響で誤動作を起こさないことなどを確認します。

【お問い合わせ先】 研究部

- ・太陽電池モジュール認証
TEL : 03-3466-5203 / FAX : 03-3466-5204
- ・パワーコンディショナ認証
TEL : 03-3466-5126 / FAX : 03-3466-5204



JETPVm認証マーク



小型分散型発電システム用系統連系装置等のJET認証ラベル(太陽光発電システム用)



お客さま発信コーナー

JET Reportは、各種業界団体、事業者等（製造、輸入、流通、行政等）の皆様幅広く配布させて頂いております。このネットワークを業界の皆様とのコミュニケーションツールとして利用頂き、安全確保に役立てて頂ければ幸いです。

今回の原稿は、千葉県佐倉市在住 石田 寛様より寄稿頂きましたので、紹介いたします。

セーブアース作戦・太陽光発電

千葉県佐倉市在住 石田 寛

地球を人と動植物が住める状態に維持するためには、僅かずつでもCO₂の発生抑制を積み上げなければならないことが知れ渡ってきました。我が国でも、洞爺湖サミットを契機とする太陽光（PV）発電に関する補助金の復活等、普及促進が期待されるところです。ここで、小さな我が家のPV発電装置の過去14年間の稼働状況（PV発電電力量36,000kWh、CO₂発生抑制量15トンあまりなど）がまとまりましたので、紹介いたします。

夢多き太陽光発電所

平成7年に自家用電気工作物としてスタートしました。電気主任技術者を選任し、保安規程を作っています。「電力会社系統連系、逆潮流有」ですから、連系会社の厳しい竣工検査を受けましたが、その時には、電力支店の担当者、営業・検針の人など大勢の方々がマイクバスで来られ、検査を監視されました。

何せ、支店管内第1号でしたし、設備の電気主任技術者である私は、おおいにビビってしまったものでした。

今はもうルールも出来て、こんなことはありません。

寄せ棟の2面（南と西）に置きましたが、その1面は2階バルコニーに通じる天窓があって、更に狭くなっています。単線図など系統図は簡単なものですが、PV本体、インバータなど系統全体、今日まで1度の故障も無く、健全に稼働中です。

当時も今も、地球環境改善のエースですが、当時は、（財）省エネルギーセンターに勤務中であったこともあり、自ら夢に挑むと力みまし、政府広報誌の1ページにもなったものです。

PV発電3.6万kWhによるCO₂換算量は約15トン

表の「PV発電kWh」は、インバータ出口の交流電力です。（1995年7月発電開始以後の積算実測値です）。「売ったkWh」も「買ったkWh」も、それぞれの積算電力計のデータです。発電（変換）効率は測定できないが、表に見る各年発電電力量の変化に有意の差が認められないので、効率変化（低下）はないと思っています。

日毎の発電カーブも各月比較のグラフ化も可能ですが、雲、雨、日の出時間、気温（低温の方が発電量大）等の要素が大きく効いて、分析の意味がありません。

3.6万kWhは、CO₂量に換算すると、今の東京では×0.43kg/kWhですから、14年間で約15トンになります。家電の待機電力の節約など、細かな努力が必要な時に、この量は結構大きいです。

なお、CO₂換算係数は、政令で全国各地で決められていて、その要素としての東京電力分は、例えば平成19年5月～0.37、19年7～0.34、20年8～0.43等となっています。

環境対策としては、期待以上の成果を挙げていると、これは、設置者わたし自身の満足感です。

お金に換えれば、14年間約83万円

まずは、実績値と計算値を表にします。

年	PV発電¥換算	売った電力¥	買った電力¥
1995	33,625	21,525	34,219
1996	65,818	36,327	77,411
1997	66,497	37,216	83,790
1998	53,791	27,915	80,861
1999	64,701	32,292	102,840
2000	66,086	38,183	107,857
2001	63,265	37,575	100,460
2002	61,155	36,247	99,465
2003	54,587	32,006	101,772
2004	65,090	34,722	112,867
2005	59,847	26,867	115,623
2006	53,922	25,691	114,118
2007	58,915	27,219	127,325
2008	62,684	26,138	135,686
合計	829,983	439,923	1,394,294

売った電力¥と買った電力¥は、実際に毎月、電力会社との間で払込まれ、支払った金額の集計値です。売った電力料単価には基本料金（kW設備料金）は含まれません。買った電力¥は、基本料金込みです。

ちなみに、我が家従量電灯契約Cでは、基本料金平成7年6月3,120円/月、7年7月から1,365円/月（契約容量を8kVAに下げた）、12年頃から2,080円/月、19年4月から2,182円/月近辺です。比較するにはこの点要留意です。

PV発電電力¥は計算値です。便宜上、（売った電力¥）／（売ったkWh）を各年毎に算出して、これに×（PV発電電力量）とした金額です。当然、基本料金は無しです。

さて、総自家消費電力料（前述の計算値、14年間計で178.4万円）から買った電力料金額139.4万円をマイナスすると、PV発電が買電料金額を肩代わりした（抑制した）額が出ます。それは、39万円となります。わが家は特に近年、昼間の電気使用が多いので、売電が少ない。買電肩代わり分と売り電料とを足すと、82.99万円となり、表の中の計算金額の82.99万円と一致します。

この装置の設置には、「住宅用太陽光発電モニター事業補助金」を利用しています。当時、国庫補助率

年	PV発電kWh	売ったkWh	買ったkWh
1995	1,445	925	1,595
1996	2,850	1,573	4,013
1997	2,816	1,576	3,857
1998	2,322	1,205	3,883
1999	2,765	1,380	3,666
2000	2,816	1,627	3,796
2001	2,800	1,663	3,554
2002	2,767	1,640	3,638
2003	2,531	1,484	3,802
2004	2,960	1,579	4,336
2005	2,780	1,248	4,549
2006	2,462	1,173	4,432
2007	2,671	1,234	4,995
2008	2,710	1,130	5,190
合計	36,695	19,437	55,306

なお、平成7年ごろの気象庁のデータ、千葉県北部の年間日射量による想定発電量2,288kWhに比べると、設置年を除き、全部の年でこれを上回っていることが分ります。

「PV発電量」＋「買った電力量」－「売った電力量」＝「自家消費総量」となります。その自家消費量14年分合計は、72,564kWhとなりました。電力系統全体としてではなく自家消費抑制分は、「PV発電量」－「売った電力量」で、14年間計17,258kWh（CO₂で7.4トン）となります。

以下、14年計で見ますが、自家消費総量の50.5%をPV発電し、使い方としては自家消費の24%をPVから取ったこととなります。しかし、自家発電のどれだけを自家消費し、幾らを売りに出すかは、その家庭の人数、生活のパターン等によって変わってしまい、分析する意味が殆どありません。



石田家の屋根に設置されている太陽電池モジュール

50%でしたから、平成7年9月に、2.6kWシステムとその設置工事に対し、241万02百円の補助金交付決定を頂きました。

もちろん今は、様子が随分変わっていますが、この装置の場合、私自身の投資額は240万円余りです。

この投資額の回収までにはこれまで14年間の2倍、今後28年かかるという計算ではあります。

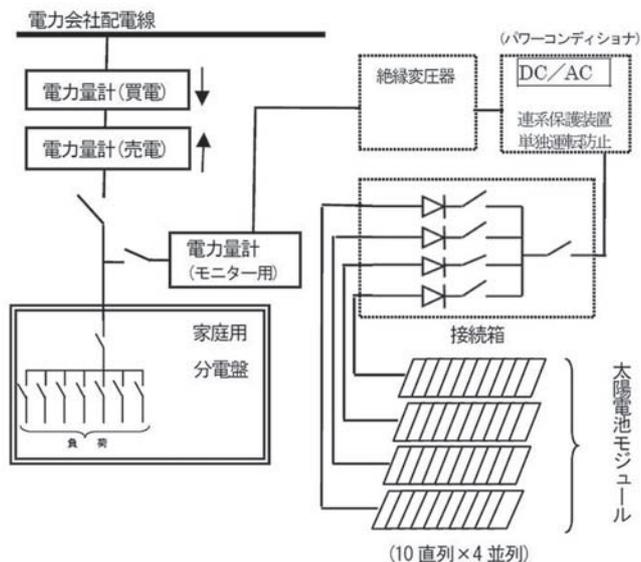
しかし、時代は別の価値体系、低炭素社会に向かっています。CO₂経済で考えれば高い価値であり、方向は間違っていないと思っています。

地球環境保護はPV発電で

現在進行中の平成21年2月通常国会での経済産業大臣答弁：地球環境問題への対応は、太陽光発電とRPS法で進めると明言。一層、新エネルギーと太陽光利用が普及拡大することでしょう。

(RPS法: Renewables Portfolio Standard 法)

電気事業者は一定量以上の新エネルギー発電の電力を利用すること、その新エネルギー発電装置は国の認定を受けることという内容で、我が小規模発電も手続きし、平成15年5月15日、平沼経済産業大臣名の設備認定の通知を受けました。低炭素社会の実現は、kWhの大きさではなく微量でも参加意識が大事と思うからです。



参考：石田家の太陽電池システムの系統図

耐候性に信頼ある設備を

2度目の普及拡大が緒に就いた今、設備が長持ちする信頼が重要です。各種のPV、変換効率も安定性も。千葉県佐倉地区は、平成14年頃、大粒の雹(ひょう)が降りました。住宅の主屋根と車庫の屋根は全部壊されて、再築工事をしましたが、PVパネルは無傷でした。現在の強度等、試験規格は承知しませんが、初期のものは、頑丈のようです。あと28年、大丈夫と信用しています。

ぐんぐん回る売電メータを見る爽快感

地球温暖化の結果である具体的現象が、次々とニュース報道や作物、気象などに現れています。それでも温暖化を信じたくない方には、温暖化による経済損失というナマの数値はどうでしょう。旧・経済企画庁は95年、環境破壊の経済損失が日本だけで4.5兆円と試算しました。

某生保会社は、06年一年間で15兆円の損失と計算したそうです。中国も、自国の環境破壊損失を06年7.6兆円とはじいた由です。

地球温暖化への対策で我々が出来ることと云ったら、冷・暖房の温度調節、自動車のアイドリングと急発進止め、待機電力削減などというCO₂排出削減ばかりで、エネルギー対策ではありません。エネルギー対策としては、クリーンなエネルギーである太陽光の利用が有効です。

太陽光発電でいくら儲かるかという質問を多く受けます。費用の損得は考えていません、が返事です。自分で排出するCO₂を、いくら減らせるかです。自家消費を節約すればそれだけ太陽光の電気のコストが増えます。

結果は同じことでも、喜びが違います。自家使用を抑えて、売電メータ(自家発⇒電力系統)が、または自家発モニターメータだけでも、勢いよく回っているのを見るのは、小気味のいいものです。

執筆者：石田 寛 1942年生れ、千葉県佐倉市在住
著書：「ここ迄来た太陽光発電」(共著)1985年 電力新報社
「工場が動く、人が動く」1989年 東洋経済新報社
「地球破壊の張本人」1997年 ミオシン出版

LEDを使用した照明器具について

近年、省エネルギーで長寿命なLEDの特性を利用した照明器具の普及が、急速に拡大しており、電気スタンドやダウンライトといった一般照明器具の分野に、利用範囲が広がっております。

本稿では、LEDを利用した光源や照明器具等について、電気用品安全法との関係とJETがご提供できるサービスについて解説します。

1. 電気用品安全法との関係

電気用品安全法の対象となる光源や照明器具類（以下「光源応用機械器具類」という）は、「定格電圧が100V以上300V以下のもの」及び「定格周波数が50Hz又は60Hzの交流の電路に使用されるものに該当するもの」であって、電気用品安全法施行令で定める「電気用品」に該当するものとなります。

「光源応用機械器具類」で指定されている電気用品は、

- ①光源の種類により分類されるもの
- ②照明器具の形状・用途により分類されるもの

の2通りの分類で指定されています。

LEDは、白熱電灯や放電灯（蛍光灯など）とは点灯の原理、構造等が異なることから、①の「光源の種類により分類される電気用品」には該当しませんが、②の「照明器具の形状・用途により分類される電気用品」については、LEDを使用したものも対象となります。

具体的事例は、下表のとおりです。

表1：光源LEDを使用したもので、電気用品の対象にならないもの（光源の種類により分類される電気用品）

電気用品名	光源の種類
白熱電球	白熱電球※1
蛍光ランプ	蛍光ランプ※2
家庭用つり下げ形蛍光灯器具	蛍光ランプ
その他の白熱電灯器具	白熱電球
その他の放電灯器具	放電灯(蛍光ランプを含む)

※1：一般白熱電球と同じ口金を持つ「LED電球」は、白熱電球に替えてそのまま白熱電球用の受け金に接続出来るものであるが、点灯原理が異なることから、電気用品の「白熱電球」には該当しない。

※2：直管形蛍光ランプの形状に似た「直管形LEDランプ」は、点灯原理が異なることから、電気用品の「蛍光ランプ」には該当しない。

表2：光源LEDを使用したもので、電気用品の対象となるもの（照明器具の形状・用途により分類される電気用品）

電気用品名
電気スタンド
装飾用電灯器具
広告灯
ハンドランプ
庭園灯器具
充電式携帯電灯

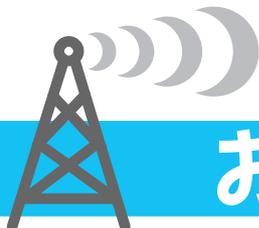
2. JETが提供できるサービス

電気用品安全法で対象品目にならない製品であっても、製品供給者は「安全性の確認」が必要になります。

このため、電気用品安全法の対象外となるLED照明器具についても、電気用品安全法の技術基準を準用してJETが設定した安全基準を基に、「S-JET認証サービス」及び「依頼試験サービス」により適合確認を実施し、当該製品が一般の照明器具と同等の安全設計がなされていることが確認でき、かつ、S-JET認証サービスをご利用いただければ、定期的な工場調査等で品質維持の確認など通じて「安全・安心」な製品を市場に提供出来ます。また、依頼試験については、ご心配な部分のスポット的なチェック等、貴社のニーズに合わせたオーダーメイドの試験を承ります。

なお、蛍光ランプ互換型のLEDランプについては、蛍光ランプとLEDランプの置き換えを行うことによる、既存の照明器具に使用されている安定器や照明器具との組合せによる危険防止のための技術基準が検討されているところであり、当該基準が定まり次第、「S-JET認証サービス」等による技術基準への適合確認を行えるよう準備を進めているところですが、「蛍光ランプと互換性のないランプ（及び当該ランプを使用した照明器具）」については、「S-JET認証サービス」及び「依頼試験サービス」による技術基準への適合確認を実施しておりますので、是非ご利用下さい。

（電気製品安全センター）



お客さま発信コーナー

JET Reportは、各種業界団体、事業者等（製造、輸入、流通、行政等）の皆様幅広く配布させて頂いております。このネットワークを業界の皆様とのコミュニケーションツールとして利用頂き、安全確保に役立てて頂ければ幸いです。

今回の原稿は、社団法人 日本照明器具工業会様より寄稿頂きましたので、ご紹介いたします。

『省エネ』『安全・安心』『あかりの質向上』 に向けた取り組み

社団法人 日本照明器具工業会

国際的な地球温暖化防止・省エネルギー推進に注目が集まっている中、(社)日本照明器具工業会としては、“ご存知ですか？照明器具にも寿命があります”をキャッチフレーズに、古くなった照明器具を省エネ性能に優れた照明器具に買換え、安全／安心なあかりとしてご使用いただくためのリニューアルキャンペーン活動を5年間実施してきました。また買換えにあたっては、あかりの質の重要性にスポットをあて多灯分散照明方式の提案も行い、『省エネ』『安全・安心』『あかりの質向上』に結び付く活動を推進しています。

特に今年度は、隔年で開催しており、今回で9回目となるライティング・フェアを東京ビッグサイトで開催しました。今回のテーマは“人に地球に……やさしいあかり”として、省エネに結び付く照明器具が各出展社より多数提案され、次世代高効率光源として注目されているLED照明や有機EL照明も数多くの出展があり、各方面より多数の皆様にお越しいただき、有意義な展示会とすることができました。

一方、経済産業省・環境省による国民運動の一環として「省エネあかりフォーラム」が設立され、「Hf蛍光灯ランプ・Hf蛍光灯器具への切替」に向け、これまで進めてきたリニューアルキャンペーン活動との連携を図りながら、(社)日本電球工業会と協力して積極的な展開を推進しています。

また環境省による「省エネ照明デザインモデル事業」が行われ、省エネ効果を達成しながら、より魅力的な空間を創り出す省エネデザインの普及・拡大を目指した事業が展開されているところです。

(社)日本照明器具工業会としては、これらの活動をサポートしながら、引き続き地球温暖化防止・省エネルギー推進に向けた積極的な推進を図ってまいります。ここでは具体的な活動の一端につき紹介します。



図1

1. 『省エネ』『安全・安心』『あかりの質向上』に向けた活動

(社)日本照明器具工業会では、より良い照明器具製品をご使用いただくために、省エネ／安全・安心／あかりの質向上を3つのキーワードとして適正交換時期となった照明器具のリニューアルキャンペーンを積極的に展開しております。図1は施設用のキャンペーン

ポスターです、また図2は省エネPR用の「照明器具リニューアルのおすすめ」パンフレットです。何れも(社)日本照明器具工業会のHPよりプリントできます。

①『省エネ』については、地球環境保護の観点から各種の省エネ商品を提案しています。具体的には、銅

鉄安定器器具からHfインバータ器具への取換えを推進しています。またそれに加え、省エネの図れる初期照度補正・センサ付き・照明制御等の機能を持った照明器具についても普及促進を図っています。

②『安全・安心』については、「ランプは交換するが、器具は一生モノという考え方をしているユーザーの皆様も多くおられますが、電気製品には必ず寿命が有ります。照明器具は10年が目安で、10年ご使用いただいた照明器具の点検・交換をお願いしていま

す。」特に省エネ面からも10年前の照明器具に比べると最近の照明器具は大幅な省エネが図れますので、この面からもご使用の照明器具の適正な交換をお勧めしています。

③『あかりの質向上』については、「適時適照～あかりの組み合わせで暮らしが変わる～」を提案しており、従来型の「一室一灯方式」から生活シーンに合わせた照明演出を行いながら、省エネが図れる「多灯分散照明方式」をお勧めしています。

2. ラइटィング・フェア 2009 を振り返って

去る3月3日(火)から6日(金)の4日間、東京ビッグサイトにおいて「ライティング・フェア 2009」を開催いたしました。出展社数は過去最大規模となる134社が参加し、約97,000人の来場者がありました。照明用のエネルギーは、オフィスビルにおいては全消費電力の約21%、家庭においては全消費電力の約16%を占めており、照明の省エネに対する期待の高さがうかがえました。展示会場には主催者としてテーマ展示コーナーを設け、「あかりは生まれ変わる～照明器具交換でCO₂削減」と題したプレゼンテーションを行いました。ここでは、「生活の様々なシーンで、よりエコな照明製品が登場していることを、とある家族の1日を通して紹介した。」なお、このコーナーでは、LED照

明・有機EL照明・省エネ照明デザインモデル事業に関するミニセミナーも実施し、図3のように大変盛況でありました。

また、この度のライティング・フェア2009においても、次世代高効率照明であるLED照明・有機EL照明の先進的な照明器具が提案されました。

「LED照明」では、2年前に比べ大幅な効率改善が図られ、LEDとしての特長を活かした普及への第一歩が踏み出された感がありました。

一方「有機EL照明」は、面光源としての特長を活かしたパネルを用いた照明により「有機ELラウンジ」が展開され興味を集めていました。

3. 照明に関する情報が掲載されているホームページのご紹介

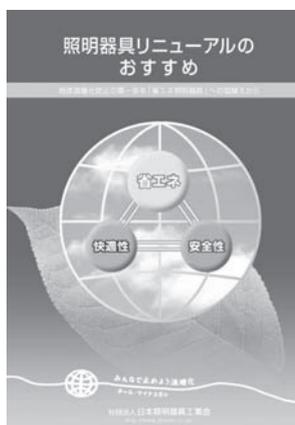


図2



図3

ご使用いただいている照明器具の安全チェックシートをホームページに掲載しており、プリントもできます。この機会に安全点検いただき、照明器具の適正な交換をお願いします。

(社)日本照明器具工業会ホームページ
<http://www.jlassn.or.jp>

改正薬事法に基づく 「指定管理医療機器認証」の現状

平成17年(2005年)4月1日から改正薬事法に基づく「指定管理医療機器認証」制度が開始され、平成21年(2009年)3月末をもって4年が経過しました。

JET医療機器認証センターは、この間、改正薬事法(新法)^{※1}の規定に基づく認証審査業務を着実に進め、指定管理医療機器品目認証書の発行は、本年4月には1,000品目を超える見通しであります。JETをお引き立ていただいたお客様(事業者の皆様)に対し、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

※1「改正薬事法(新法)」:「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」(平成14年法律第96号)をいいます。

1. 分野別の認証実績

JETでは、医療機器に精通した各専門分野の審査員により、認証基準^{※2}に基づく認証審査及び工場審査(QMS適合性調査^{※3})を行っており、医療機器の品質、安全性及び有効性の確保に貢献しております。

※2 認証基準とは薬事法の規定に基づく「適合性認証基準(平成17年厚生労働省告示第112号・第373号ほか)」、「基本要件基準(平成17年厚生労働省告示第122号)」及び「製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号)」を総称したものです。

※3 QMS適合性調査とは、医療機器の製造所の品質管理システム(QMS)が「製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号)」に適合しているかを調査することを行います。

これまでJETの発行した「指定管理医療機器製造販売認証書」について、主な医療機器の名称を分野別に紹介しますと、

【家庭用医療機器】 家庭用電気マッサージ器、家庭用電位治療器、連続式電解水生成器、家庭用低周波治療器、家庭用温熱治療器、家庭用永久磁石磁気治療器、家庭用電熱式吸入器など

【医用電気機器】 バイポーラ電極、硬性レゼクトスコープ、硬性挿管用喉頭鏡、硬性尿管鏡、軟性尿管腎盂鏡、硬性腎盂鏡、発作時心臓活動記録計、内視鏡能動器具、硬性口腔鏡、対極板、自動電子血圧計、耳赤外線体温計など

【単回使用機器】 コンドーム、手術用ゴム手袋など

【歯科用材料等】 歯科鑄造用金合金、歯科用金ろう、歯科メタルセラミック修復用貴金属材料、歯冠用硬質レジン、歯科用象牙質接着材、歯科充填用コンポジットレジン、アクリル系レジン歯、義歯床用熱可塑性レジン、歯列矯正用アタッチメント、歯科用シリコーン印象材、歯科用陶材、歯科接着用レジンセメントなど

【歯科用機器】 歯科用ユニット、歯科用ガス圧式ハンドピースなど

多種、多様な機器があります。JET医療機器認証センターが認証書を交付した指定管理医療機器につきましては、認証番号の一部に厚生労働省から指定された登録番号「AK」が表示されております(旧薬事法により承認を受けた医療用具を除く)。

2. 「移行認証」期間はあと1年

改正薬事法(新法)により「指定管理医療機器」に区分された機器につきましては、旧法から新法への移行経過措置期間として「最大5年間」が設定され、「最終期限は平成22年3月31日」です。したがって移行期間は残すところあと1年になりました。

旧法下で販売されていた製品のうち、認証対象となる品目の新法への移行認証が、期限内に完了しないと、すべて「新規の」製造販売認証申請となり、移行認証の特典を利用することができません。また、この期限以前に業許可更新期日を迎える事業者にとっては、「製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成16年厚生労働省令第169号、QMS省令)への適合が急務となります

3. 「迅速」、「正確」、「誠実」な対応

JETでは、各種業務の遂行に当たり、「迅速」、「正確」及び「誠実」を「仕事の心得」(座右の銘)としております。認証業務の場合には、第一に薬事法に基づく「認証申請書」の受付から「認証書」の発行まで、申請者の皆様方のご要望に応えるべく、可能な限り「迅速な審査」を行うこと、薬事法関係法令の規定に基づく「正確な審査」を実施するように努め、かつ、

(次頁下段に続く)

「BSMI認証」取得代行サービスの実績のご紹介

JETによる台湾BSMI（台湾經濟部標準檢驗局）認証取得にかかるサービス情報はJET Report 37号(2008年新春号)の「海外認証取得について<アジア編>」の中で紹介させていただきましたが、今回はお客さま自身による煩雑な手続きなしで短期間にBSMI認証が取得できた実際のサービス例を報告させていただきます。

1 JETのCB証明書発行と 海外申請代行サービスを利用した例

JETは、情報機器（IEC60950）及びAV機器（IEC60065）についてBSMIに登録された試験・認証機関であり、JETが発行したCBレポートはTERTEC（台湾大電力研究試験中心）を介してBSMI認証用に転換され、認証取得に利用できます。

A社のプリンター及びB社の直流電源装置（AC/DC アダプター）は、JETが発行したCB証明書を活用し、サンプルにJET発行の安全試験成績書（CB証明書+Test Report）を添付し、JETからTERTECにBSMI認証取得の申請をすることにより、短期間でBSMI認証を取得することができました。

2 JETの海外申請代行サービスと JET事業所におけるBSMI、TERTEC職員の立会試験を利用した例

JETにてBSMI職員及びTERTEC職員の立会試験を実施する事によって、C社の大型複写機についてBSMI認証を取得しました。

JETで立ち合い試験を実施するメリットは、試験経験が豊富なJETスタッフが試験を実施しますので、試験をスムーズに進めることができます。また、大型機器の場合には、サンプルを台湾に送付する必用がなく、かつ、適否の判定も早期に判明します。

情報機器及びAV機器以外の製品に関しては、JETよりTERTECへ申請代行を行い、認証がスムーズに取得出来るよう仲介しております。

JETの海外申請代行サービスは、TERTECと連絡を密に取り、お客様のご要望に添えるようにアレンジさせていただきます。

【お問い合わせ先】 国際事業部

TEL: 03-3466-5237

E-mail: kokusai@jet.or.jp

(前頁からの続き)

申請者の皆様方に対し「誠実な対応」を行うことを心掛けております。

「指定管理医療機器認証」につきまして、QMS省令の要求事項や認証申請手続きについてお困りのことがございましたら、JET医療機器認証センターまで何なりとお問い合わせ下さい。申請書様式やその他認証サービスに係る様式はJETのホームページ <http://www.jet.or.jp>からダウンロードできます。

また、JETでは様々な医療機器のJIS適合性評価試験や各種認証サービスを実施しており、こうした業務に係る最新情報をメール配信により皆様にご提供しております。配信をご希望の場合は、JETホームページのトップ画面の「JET情報メール配信サービス」よりお申し込みください。

医療機器認証センター TEL :03-3466-6660
E-mail: mdc@jet.or.jp

「CB証明書」発行業務における メーカーラボの活用について

JET、メーカーラボ登録規程に基づく登録ラボが作成した試験報告書をS-JET認証における製品試験に活用してきましたが、IECEE（IEC System for Conformity Testing and Certification of Electrical Equipment and Component：IEC電気機器適合性試験認証制度）に基づくCB証明書の発行業務においても、IECEE-CB制度で規定した製造業者試験所の種類^{注1}）に基づいた登録を行い、メーカーラボで実施した試験結果を活用できるようにしました。

メーカーラボとして登録することにより、開発スケジュールに合わせた試験の実施が容易となり、計画的なCB証明書の取得が図れ、さらに、試験費用の軽減

が行われます。

また、試験結果は、CB証明書及びS-JET認証の相互の取得に活用することができます。

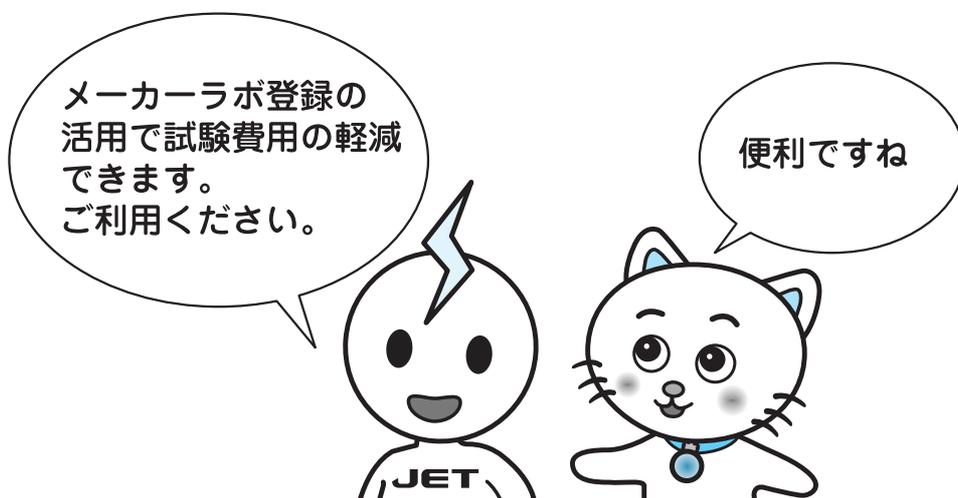
JETでは、今後、S-JET認証、CB証明書発行業務等において、メーカーラボの登録を積極的に行い、認証の迅速化、費用の軽減を図って参りますので、メーカーラボの登録についてご検討くださるようお願い致します。

（製品認証部）

登録対象とするIECEE-CB制度で規定する製造業者試験所

製造業者試験所の種類	製造業者施設での試験に使われる試験所（TMPL）	立会製造業者試験に使われる試験所（WMTL）	監督された製造業者試験で使われる試験所（SMTL）
試験場所	製造業者	製造業者	製造業者
試験の実施	JETの試験員が、メーカーラボの試験設備を使用してすべての試験を行う	メーカーラボの試験要員が行うすべての試験に、JETの試験員が立ち会う	メーカーラボの試験要員が行う一部の試験に、JETの試験員が立ち会う

注1）CB-SCHEME OD-CB2027（Use of Manufacturers' Testing Laboratories: General Principles：製造業者試験所の使用 一般原則）に基づき規定



横浜事業所 EMC試験センターからのお知らせ

～「3m法電波暗室」新築工事について～

横浜事業所EMC試験センターでは、電波暗室の需要拡大に伴いこれまでの「10m法電波暗室」に加え、「3m法電波暗室」を新設することといたしました。これにより、2基の電波暗室を活用した試験の実施が可能となり、よりスピーディな試験を実施することで、試験サービスの向上を図って参ります。

「3m法電波暗室」は、今年（平成21年）の10月稼働を予定しております。「3m法電波暗室」の仕様、新しいEMC試験サービスの内容等については、次号のJET Report（Vol.43）で更に詳しく紹介させていただく予定です。

工事については既に着手したところであり、平成21年3月18日には工事の成功を祈願して「地鎮祭」を執り行いました。

工事期間中は、ご不便をお掛けいたしますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。



【地鎮祭式典会場】

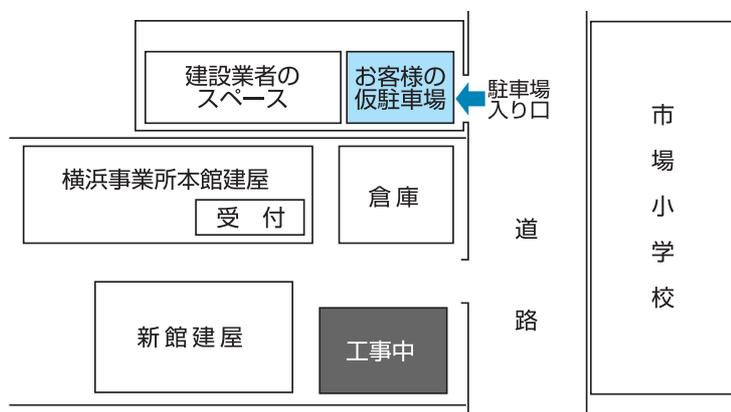
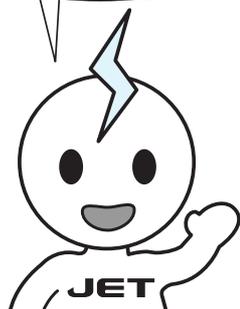


【地鎮祭鉄入れの儀】

～ 横浜事業所の仮駐車場のご案内 ～

「3m法電波暗室」の新築工事に伴い、工事期間中は東京電力(株)様のご協力により、横浜事業所隣地に仮駐車場を設けておりますので、ご利用ください。お客様用の仮駐車場の配置図は、下図のとおりです。

仮駐車場は、建設業者のスペースと接しているため、工事車両の出入りがあります。利用の際は、十分にご注意ください。



【仮駐車場の案内図】

【お問い合わせ先】 横浜事業所 EMC試験センター 測定グループ
TEL : 045-582-2504 FAX : 045-582-2270
E-mail:jet-emc@jet.or.jp

～消費生活用製品安全法 特定保守製品に係る～ 「点検の手引」保管業務について

JETReport Vol.41でもお知らせさせていただきましたとおり、改正消費生活用製品安全法が、平成21年（2009年）4月1日から施行されました。

これにより、「特定保守製品」の製造・輸入を行う事業者は、製品本体へ「点検期間」等の表示が必要となるほか、点検に必要な「点検の手引」の保管を第三者機関に依頼する必要があります。

JETでは、平成21年2月24日付けで、「特定保守製品」に係る「点検の手引」を第三者機関の立場で保管させていただくサービスをスタートいたしました。

特に、お預かりさせていただく「特定保守製品」について、S-JET認証を取得されている事業者様におかれましては、「点検の手引」に係る保管手数料の割引制度（当面の間は、無料とさせていただきます）を適用させていただきますので、是非ご利用ください。

「点検の手引」の保管業務サービスの概要は以下のとおりです。

（1）保管サービスの対象

法的には、「特定保守製品の製造又は輸入を行う事業者（法の義務者）」が対象となりますが、「ブランド」を持つ事業者（親会社等）からのお申し込みについても受け付けます。

また、電気用品に該当するものに限定せず、右表の特定保守製品全般について、「点検の手引」の保管を受け入れます。

対象製品名（特定保守製品）	電気用品名（参考）
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	関連する電気用品名なし
開放燃焼式ガス瞬間湯沸器	
密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	
石油給湯器	
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	
密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	
石油ふろがま	
ビルトイン式電気食器洗機	電気食器洗い機
密閉燃焼式石油温風暖房機	温風暖房機
浴室用電気乾燥機	電気乾燥機

（2）保管サービスの考え方

a. 保管の単位

モデル数に関係なく、「特定保守製品の品名毎に一式」とします。

b. 保管期間

特定保守製品の品目毎（保管の単位毎）に、「初回の申込みから一定の年数（30年）の間の保管」とします。

c. 保管方法

「点検の手引」は、「電子媒体（PDF等）」でのご提供をお願いします。

なお、ご提供いただく際の記録媒体は、CD-ROM等のメディアとなりますが、その品質や保管方法によっ

て寿命にばらつきがあり、中長期的に保管する媒体としての信頼性に問題があることから、ご提供を受けたCD-ROM等のメディアを保管するほか、JET内にバックアップ体制を整え、分散保管するものとします。

d. 受付部門

JET東京事業所、横浜事業所及び関西事業所で受付を行います。

（3）費用

保管費用は、「点検の手引」の保管場所を30年間維持するために、初回にいただく「保管料」と、手引の

差替えによる追加の事務手続き等を行うための「管理手数料」から構成するものとします。

保管手数料は、次の表のとおりです。

「点検の手引」保管手数料表

【費用】

保管料：100,000円（初回のみ）

管理手数料：20,000円（都度）（消費税別）

なお、保管、管理の依頼時点で、当該「点検の手引」についてS-JET認証モデルが含まれている場合は、認証維持料でのサービスの一環として、当面の間、保管・管理手数料を割引くこととします。

（電気製品安全センター）

【お申し込み・お問い合わせ先】

東京・横浜・関西事業所

「点検の手引き」の
保管業務サービスを
スタートしました



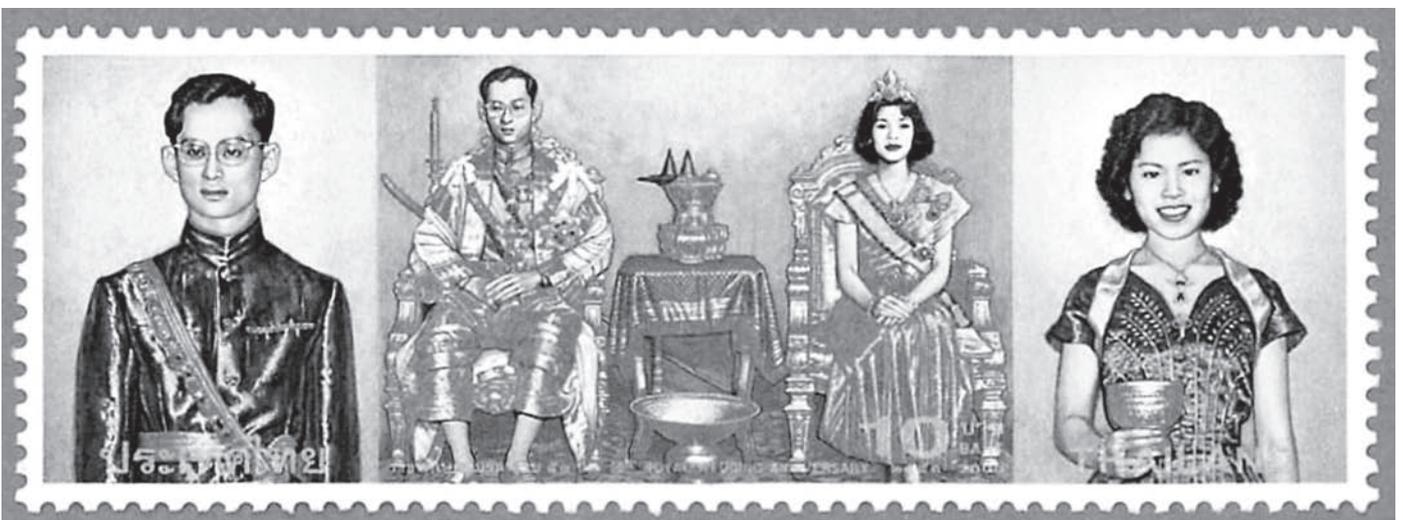
～バンコクピリ辛日記（5）〈続〉～

バンコク切手便り



こちらタイでは、国王や王室というのはかなり大きな存在であり、人々は皆尊敬の念を抱いているようです。街中にも国王をはじめとして王室の人々の大きな写真を見掛けることがあります。また、家に写真を飾っている人々も多いようです。

それは切手にも表れてます。下の写真は、国王の誕生日を記念して発行されたもので、現地の人で嬉しそうに見せてくれた人がいました。このようなタイ王室の記念切手を見ていると、2009年は何か良いことが起こるような気がするので、不思議です。





国際事業部
松木 洋 (課長職)

前回 (JET Report vol.41) に引き続き、タイのバンコクに赴任中のJET国際事業部・松木が、現地の話題をお伝えします。



「シーロム」の
6枚羽根の風車

§ 「シーロム」(風車)

バンコクを訪れたことがある方でしたら「シーロム(SiLom)」(地下鉄の駅名も同じ)という地名をご存知の方は結構いらっしゃるのではないのでしょうか。ここは「サイアム(Siam)」や「スクンビット(Sukhumvit)」といった他の人気スポット(駅名も同じ)にも電車1本で行くことができ、便利であるとともに、ビルがたくさん建っているにもかかわらず、広い公園があるという、東京で言うなら新宿か日比谷のような感じのところですよ。

タイの東大と呼ばれる「チュラロンコン大学」や、以前ご紹介したスネークファームもこのシーロム駅から徒歩圏です。また、乗換駅のBTSSスカイトレイン「サラデー(Sala Daeng)」駅で電車に乗り、1つ先の駅「チョンノンシー(Chong Nonsi)」に向かっていくと、右側に6枚羽根の風車の美術作品(写真参照)を見ることができます。この風車はシーロムのランドマーク的な存在になっています。事実シーロムの「シー(Si)」は英語で言う「mill」、「grind」という意味があり、「ロム(Lom)」は「wind」という意味があって、風力で穀物を挽いたことから「シーロム(SiLom)」が「風車」という意味になったと言われています。こちらを訪れた際、お時間があればこの風車のもとで「バンコクの風」を味わうのも良いかもしれません。



当時使用されていた織機



川で魚を獲るための籠類



果物も当時の大切な食糧

§ 「カムティエンハウス」及び人々の食生活

先に触れた地下鉄の「スクンビット(Sukhumvit)」駅の北口から徒歩1分程のところに「カムティエンハウス」(カムティエン夫人の家)という博物館があります。元はその名の通り個人の家であったものを、北タイからこちらに移設してきたものとのことです。その規模は個人宅であったためか小さめで、あまり博物館という感じはしませんが、19世紀中頃のタイの人々の生活ぶりを垣間見ることができます。当時のタイの人たちも日本のように織物や魚獲りをしていたことが、博物館内に展示されている織り機や魚獲りの道具から想像でき、興味深く思いました。また、自然の恵みである果物も大切な食糧とされていたようです。これらを示す博物館の展示品を下の写真に示します。

おそらく、当時のタイの人たちは魚などを獲ってきた後、自炊をしていたことと思われるのですが、今のタイの人たちは屋台で発泡スチロールに入った出来合いのものを購入し、昼は職場の食堂や屋台など、また夕食も屋台での食事か出来合いのものを購入して家で食べるというスタイルがほとんどです。そのためだと思われるのですがタイの人の家、特にアパートなどには基本的にキッチンと呼べるようなものが付いていません。人にもよりますが、全くと言ってもよいくらい料理をしない人が多いので、台所があってもあまり意味がないとのことです。

こちらにお越しの際は、是非ともタイの人たちがそこまでハマってしまう「屋台の味」を経験されることをお奨めします。因みに私は1990年代から仕事で何度かタイを訪れる機会がありましたが、自炊をしない食生活のためか、タイの人たちは確かに年々幅が良くなってきているようです。

(国際事業部 松木 洋)

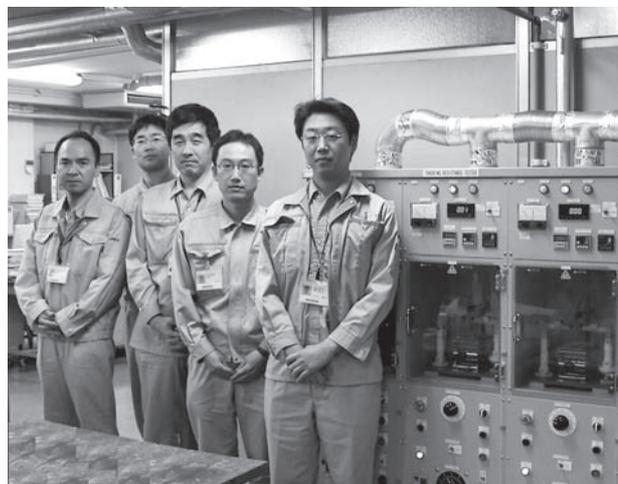
東京事業所 絶縁材料グループ

私たち「絶縁材料グループ」は、電気製品に使用される絶縁材料（プラスチック材料、被覆電線、積層板など）の試験を実施しております。

主な業務としては、「CMJ登録制度（※電気製品に使用される部品・材料を事前に登録する制度です）」に関する試験が挙げられます。

「CMJ登録制度」の絶縁材料に関する登録項目は、絶縁物の使用温度の上限値、熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー、0.1mmビカット軟化温度、水平燃焼性、垂直燃焼性、グローワイヤです。

登録品は当所ホームページから検索が可能となっておりますので、製品の設計・開発にお役立ていただけます。その他にJIS認証試験、一般依頼試験（耐トラ



ッキング性、ニードルフレーム、耐アーク性など）も実施しておりますので、ご相談下さい。

東京事業所 絶縁材料グループ
TEL 03-3466-5304
FAX 03-3466-9223
E-mail tokyo@jet.or.jp

JETの試験設備 <34>

大型恒温恒湿槽

横浜事業所では、新たに高性能の大型恒温恒湿槽を導入しました。この設備は、下記の性能仕様を備えており、JIS C 0025「環境試験方法（電気・電子）温度変化試験方法」に定められた「定速温度変化」及びその他IEC規格等で要求される各種環境条件に対応が可能となっております。

屋外用の大型機器等に対応可能となっておりますので、是非ご利用下さい。

1. 温度制御範囲 : -30~+120℃
2. 温湿度制御範囲 : 10~95% (at +10~+80℃)
3. 温度下降時間 : +20~-30℃まで120分以内
4. 温度上昇時間 : +20~+120℃まで100分以内
5. 試験室内寸法 : 幅2m×奥行2.5m×高さ2.1m
6. 扉寸法 : 横1.4m×高さ1.8m
7. 床耐荷重 : 600kgf/m²



また、横浜事業所では、国内外の安全・EMC規格に基づく試験サービスを行っておりますので、何なりとお気軽にお問い合わせ・ご相談下さい。

横浜事業所 電線・水物・依頼グループ
TEL : 045-582-2667
FAX : 045-582-2347
E-mail: yokohama@jet.or.jp

<お問い合わせの際はこちらまで>

【本 部】 TEL FAX

- 東京事業所 03-3466-5234 03-3466-9219
tokyo@jet.or.jp
- 事業推進部 03-3466-5160 03-3466-5297
bdp@jet.or.jp
- 製品認証部 03-3466-5183 03-3466-5250
pcd@jet.or.jp
- 工場調査部 03-3466-5186 03-3466-9817
jet-fid@jet.or.jp
- 研究部 03-3466-5126 03-3466-5204
info@jet.or.jp
- 国際事業部 03-3466-9818 03-3466-5297
kokusai@jet.or.jp
- 企画部 03-3466-5162 03-3466-9204
center@jet.or.jp
- 電気製品安全センター 03-3466-9203 03-3466-9204
center@jet.or.jp
- 業務管理部 03-3466-5171 03-3466-5297
info@jet.or.jp
- 総務部 03-3466-5307 03-3466-5106
info@jet.or.jp

【ISO登録センター】 TEL FAX

- 管理部 03-3466-9690 03-3466-9820
isorc@jet.or.jp
- 認証部品質認証室 03-3466-9741 03-3466-8388
jetqm@jet.or.jp
- 認証部環境認証室 03-3466-9242 03-3466-9820
jetec@jet.or.jp
- 医療機器認証センター 03-3466-6660 03-3466-6622
mdc@jet.or.jp

【横 浜 事 業 所】 TEL FAX

- 横浜事業所(代表) 045-582-2151 045-582-2671
yokohama@jet.or.jp
- 技術規格部 045-582-2356 045-582-2384
info@jet.or.jp

【関 西 事 業 所】 TEL FAX

- 関西事業所(代表) 06-6491-0251 06-6498-5562
kansai@jet.or.jp

【名 古 屋 事 業 所】 TEL FAX

- 名古屋事業所(代表) 052-269-8140 052-269-8498
nagoya@jet.or.jp

■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

■本 部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル)

■名古屋事業所
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
(名古屋日興證券ビル4階)

■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1